

令和6年3月22日

以下のとおり、2件の懲戒処分を行ったので公表します。

【事案1】飲酒運転

1 被処分者の所属等	環境局 総務政策部 職員育成担当課長 松崎 ^{まつざき} 正人 ^{まさひと} (58歳 男性)
2 処分年月日	令和6年3月22日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 免職
4 処分理由	<p>被処分者は、令和5年12月31日(日)午後6時頃から自宅で飲酒した。令和6年1月1日(月)午前1時頃、自家用車を運転して外出し、自宅近くの電柱に衝突する事故を起こした。警察到着後、その場で呼気検査が実施され、被処分者から、呼気1リットルあたり0.15ミリグラム以上のアルコールが検出された。</p> <p>その後、「酒気帯び運転」の疑いで任意捜査され、令和6年3月14日(木)に略式命令を受けた。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>
5 お問合せ先	北九州市環境局総務課 課長：杉本、係長：加藤 TEL：093-582-2173

【事案2】旅費の不正受給

1 被処分者の所属等	保健福祉局 課長 (63歳 男性)
2 処分年月日	令和6年3月22日
3 処分の種類及び程度	懲戒処分 減給10分の1 1月
4 処分理由	<p>被処分者は、令和3年度から令和4年度の間開催された会議等の出席にかかる出張旅費について、実際とは異なる経路・手段で申請し、2年間で23回、合計14,320円の旅費を受領した。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号</p>
5 お問合せ先	北九州市保健福祉局総務課 課長：小河、係長：秋永 TEL：093-582-2403

■今後の対応（再発防止対策等）

今回の処分事案により、市民の皆様からの信頼を失う事態となった。今回の事態を真摯に受け止め、各課で行う事務改善会議や節目に行う階層別研修などあらゆる機会を捉えて、再発防止対策を粘り強く実施していく。

特に今年度は、飲酒に絡む事案が複数発生していることを重く受け止め、服務規律の保持徹底や倫理意識のさらなる向上を図り、綱紀粛正と信頼回復に全力で努めてまいりたい。

【お問合せ先】

（事案について）

上記事案ごとの問い合わせ先

（処分について）

北九州市総務局人事課 TEL：093-582-2203

課長：大庭、係長：平野